

調布市中小企業新型コロナウイルス感染予防対策補助事業

1 実施主体

調布市商工会

2 対象事業者

市内中小企業

3 対象期間

令和2年4月1日～10月31日

※上記期間内に契約から支払いまで全てが完了したものが対象

4 対象要件

対象内容	補助率	補助上限額	備考
① 感染予防対策に要する工事 (例) パーテーション, アクリル板, 空調設備, 換気設備等の設置工事	2/3	50万円	※都制度の補助上限額(100万円)まで補助を受けた工事とは別項目の工事 ※工事発注先は調布市内に事業所を有する企業に限る
② 感染予防対策に要する備品の購入 (例) サーモグラフィ, サーキュレーター, 空気清浄機, パーテーション等の購入	2/3	10万円	※購入単価3万円以上10万円未満の備品

※①②はそれぞれ期間中に1回までの支給とする。

※他の補助制度に該当となる場合は対象外とする。

※都制度の対象にならない4月1日～5月13日までの契約による、備品購入については都制度の対象要件の単価10万円以上、工事については1件目から市制度の対象とする。

〈参考〉東京都制度（東京都中小企業振興公社）

【新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業】

(5/14～10/31の間に契約から支払いまで全てが完了したものが対象)

区分	金額要件（合算可）	補助率	上限額
工事	金額の上限なし (備品購入は単価10万円以上)	2/3	100万円
備品		2/3	50万円
備品・工事合算	上記要件において10項目まで合算可	2/3	100万円